

塩屋まちづくり推進会・規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、塩屋まちづくり推進会と称する。

【目的】

第2条 本会は、「歴史と地域文化を生かし、自然環境にやさしく、誇りを持って愉しく住み続けられるまちづくり」の推進を目的とする。

【事業】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①地域のまちづくりの研究及び協議
- ②まちづくり構想の策定
- ③まちづくりルールの策定
- ④まちづくり構想に基づくものづくり推進
- ⑤まちづくりに係る情報共有のための広報
- ⑥その他第2条の目的を達成するための事業

【地域】

第4条 本会の対象地域は、概ね塩屋小学校区とする。（別図のとおり）

- （ 塩屋町1～5・7～9丁目、塩屋町、松風台1・2丁目、下畑町の一部、東垂水町の一部、青山台1丁目の一部・2丁目の一部・5丁目の一部 ）

【事務所】

第5条 本会の事務所は会長宅におく。

第2章 組織

【会員の構成】

第6条 次の各号に掲げるものを会員とする。

- ①地域内の居住者
- ②地域内において事業を行う者および事業に従事する者
- ③地域内の土地及び建築物の所有者

【役員・監査】

第7条 本会に次の役員及び監査をおく。

会 長	1名	副会長	2名	会 計	2名
事務局長	1名	幹 事	若干名	監 査	2名

【役員・監査の任期】

第8条 役員及び監査の任期は、2ヶ年とする。

- ①役員及び監査は再任することができる。
- ②補充又は、増員による役員及び監査の任期は、前任者の残任期間とする。

【役員・監査の選任】

第9条 役員及び監査の選任は、次の各号に掲げる方法で行う。

- ①役員及び監査は、総会において選出する。
- ②会長、副会長、会計及び事務局長は、役員の互選により選出する。

【役員・監査の職務】

第10条 役員及び監査は、次の各号に掲げる職務を行う。

- ①会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時又は欠けた時はその職務を代行する。

③事務局長は、本会の事務を行う。

④会計は、本会の会計事務を行う。

⑤幹事は、会務を分担し、本会の運営を図る。

⑥監査は、会計を監査し、総会において会員に報告する。

【相談役】

第11条 本会に相談役をおくことができる。

第3章 会議

【会議】

第12条 本会は、次の会議により運営する。

- ①総会
- ②役員会
- ③定例勉強会

【総会】

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- ①定期総会は、毎事業年度（4月1日から翌年3月31日）終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて役員会の議決を経て会長が召集する。
- ②総会は、役員総数の倍を超える出席で成立し、議長は会長又は副会長がこれにあたる。
- ③総会は次に掲げる事項を審議する。
 - ア) 役員の選出
 - イ) 年度事業計画および事業報告
 - ウ) 年度収支予算および決算報告
 - エ) 会計監査報告
 - オ) 規約の制定又は改正
 - カ) その他の重要事項
- ④総会の議事は、出席者の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

【役員会】

第14条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

- ①役員会は、本会の運営について必要な事項を決定する。
- ②役員会の議長は原則として会長があたり、議事は、出席者の過半数の賛成で決定する。なお、可否同数の時は議長の裁決で決定する。

【定例勉強会】

第15条 定例勉強会は、原則として毎月1回開催する。

- ①定例勉強会は、第3条の事業を推進する上での必要事項を検討する。
- ②定例勉強会においては、すべての会員が自由に参加し、意見を述べることができる。
- ③必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 会計

【会計】

第16条 本会の経費は、助成金・寄付金・その他の収入をもって充てる。

【会計年度】

第17条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 補足

【補足】

第18条 以下のことを補足する。

- ①役員会において、この規約を実施するための運営内規を定めることができる。
- ②本会は、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為を行わない。

【付則】

第19条 本規約は、平成18年4月9日から実施する。